

一般事業主行動計画書

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることにより職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日

2. 内容

目標 1

産前産後休暇、育児休業等を取得しやすくなるため、制度について周知・徹底を図る。

対策

規程を気軽に確認でき、説明を受けられるよう環境を整え、担当者の制度に対する知識の向上を図る。

目標 2

妊娠中および出産後の女性従業員の健康管理や家庭生活支援について、従業員に対する制度の周知や情報提供および相談窓口の設置。

対策

産前産後休暇、育児休業、雇用保険法に基づく育児休業給付金、社会保険料の免除等の制度に関する詳細について従業員に周知する。相談窓口を設置し気軽に相談できる体制をとる。

目標 3

子育てを行う職員について、職場と子育ての両立の支援をする。

対策

短時間勤務制度の周知を図り、制度を利用しやすい職場環境を作る。